

平成25年12月11日

於・1002会議室（10階）

第1000回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項	
(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案について (諮問第37号)	1
(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について (諮問第38号)	1
(3) 放送法施行規則の一部を改正する省令案について (諮問第39号)	1 2
3. 報告事項	
○ よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当 事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立ての付議の取 下げについて.....	1 6
4. 閉 会	1 9

開 会

○前田会長 それでは、審議会を開催しますので、情報流通行政局の職員に入室するように連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

○前田会長 今回の審議会はちょうど1000回ということですので、大変な歴史と、その歴史の重みを再確認するとともに、これまで審議会を継続してきた関係者のご努力に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

諮問事項（情報流通行政局関係）

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案について（諮問第37号）

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について（諮問第38号）

○前田会長 それでは、ただいまから審議を開始させていただきます。最初に諮問第37号、「無線設備規則の一部を改正する省令案について」及び諮問第38号、「周波数割当計画の一部を変更する告示案について」につきまして、野崎放送技術課長及び竹内電波政策課長から説明をお願いいたします。

○野崎放送技術課長 放送技術課でございます。諮問第37号の説明資料に基づいてご説明いたします。

これは2つの案件からなっております。1つ目は、120GHz帯の放送事業用無線局、番組を中継するための無線局でございますが、その新規導入及び1.2GHz帯及び2.3GHz帯の放送事業用無線局の高度化に関する制度整備の2つからなっております。

改正の背景でございますが、まず、スーパーハイビジョン（4K／8K）による放送の実現に向けた各種取り組みが行われておりますが、このスーパーハイビジョンの番組制作等におきまして、無線システムを使って番組の素材を伝送する放送事業用無線局（FPU）の実現が非常に重要になってきております。

しかし、特に8Kの映像素材を伝送するためには約24Gbpsという大容量の伝送容量が必要になります。したがって、現在の2K、いわゆるハイビジョンの伝送を想定した現在のFPUでは、このような大容量の伝送を行うことはできません。このため、120GHz帯という非常に高い周波数帯を活用しまして、こういう無線システムの導入を目指すものでございます。

2つ目の制度整備でございますが、現在、800MHz帯のFPUを使っておりますけれども、今後、この周波数を携帯電話の逼迫対策として割当てることとなっているために、1.2GHz帯及び2.3GHz帯に移行することが求められております。基本的な技術基準について既に整備したところですが、さらに移動中継、これは移動しながら番組を中継するというものですが、特にマラソン中継等で放送素材をより遠くまで伝送することや、より狭い周波数帯域でハイビジョンの映像を伝送するシステムが必要になってきております。このため、携帯電話システムで導入されているMIMOという複数のアンテナを組み合わせる技術を利用して、大容量化を図っていかうというものでございます。

次に諮問の内容でございますが、（1）がスーパーハイビジョン用の120GHz帯を使用するFPUの導入でございます。（2）が1.2GHz帯及び2.3GHz帯のいわゆる2K、地デジとかBSの映像を伝送するためのFPUの高度化に関するものでございます。

次のページ以降に概要を示しておりますのでご覧ください。制度整備の概要を簡単にご説明させていただきます。2ページ目の上でございますが、FPUの中継車からの放送番組素材をビルの上等の中継して、放送スタジオまで送る

ものや、肩に担ぐようなもの、あるいはバイクに載せるような移動型があります。また、仮設して使用する固定型のものがございます。

2 ページ目の下ですが、120GHz帯を使用するFPUのイメージでございます。1番目の例ですけれども、競技場でサッカーの試合等、そういうものを8Kで撮影した映像情報をスタジアム内で250メートル程度離れた放送ブースまで飛ばすといったものです。現在は、光ファイバーで送っておりますが、光ファイバーを張らなくても、短距離ではありますが無線で送れるようになります。

2番目の例ですが、ゴルフ中継を例に挙げています。ゴルフ中継の場合、ゴルフコース上で撮影しているカメラ、これはFPUと一体型で肩に担ぐタイプとなりますが、中継車まで最大で1キロメートル程度飛ばすといったものです。

3番目の例ですが、道路とか、河とか、光ファイバーを張れないようなところで臨時回線を設ける場合、4キロメートル程度の距離を飛ばそうというものです。

次のページでございませけれども、検討に使用した要求条件でございませ。先ほど申し上げましたようなタイプの中継を想定しながら、今回検討対象とした周波数は、120GHzと非常に高い周波数帯なので、長距離は難しく、スタジアム内とか、ゴルフコース等短距離の仮設固定型として使うことを念頭に置いたものでございませ。

伝送距離に対する要求条件は、高い周波数では雨に弱いというところがありますが、例えば1時間当たり雨量60ミリぐらいの雨天中継で250メートル程度、ゴルフ中継などの屋外中継として1キロ程度、河川横断等の臨時回線として4キロ程度を目標としています。

伝送容量でございませが、現在の8Kカメラは、2Kカメラのインターフェースを16本束ねて伝送しておりまして、合計伝送容量が24Gbpsになり

ます。これは非圧縮のものとなります。これは8Kの映像情報が非常に大きい
ため生中継とかで一々圧縮していると遅延が起きますので、非圧縮でそのま
まで伝送しようということを念頭に置いたものです。

周波数共用の方法ですけれども、この周波数帯は非常に高い周波数帯でござ
いますが、共用相手として、電波天文、アマチュア無線、地球探査衛星があり
ます。いずれもアンテナが向き合う確率が少ないなど共用は可能となります。

4番目ですが、主な技術基準の内容でございします。無線周波数帯は116G
Hzから134GHzまでの18GHz幅でございします。占有周波数帯域幅の
許容値は17.5GHz、空中線電力は1W以下ということで、上記の要求条件
を満たすことを確認しております。

次のページは120GHz帯FPUの利用イメージでございしますが、120
GHz帯FPUを2回線使いまして8Kの映像を送ることを想定しています。
今まで有線（光ファイバー）で送信側と受信側をつないでおりましたが、無線
で伝送が可能になるというものでございします。

つづきまして、5ページ目です。ここから1.2GHz帯及び2.3GHz帯
を使用するFPUの高度化ということになります。現在の1.2GHz、2.3
GHz帯の技術基準で実現できないこととしまして、一つ目として、大体10
キロメートルぐらいを長距離と考えておりますが、長距離でフルモード、17.
5MHz幅という広い帯域幅での高画質の伝送ができない。2つ目として長距
離の移動中継、例えばマラソン中継等で、ハーフモード、17.5MHzの半分
の8.5MHz幅を使って通常画質の伝送ができない。3つ目として空中線電力
を落として、他の無線局との共用を促進したい。ということが課題として上が
っております。

これをうまく解決するために、携帯電話で導入が進んでいるMIMO技術を
うまく使っていこうということで、中継車に2つアンテナをつけまして、送信

側と受信側で効率的に伝送しようというものでございます。これは実際検証しまして、①のフルモードで高画質の伝送については達成しております。②ですが、10キロメートルは無理でしたが、7キロメートルくらいは、ハーフモードでも通常画質であれば送れるということを確認しております。③ですが、空中線電力を削減できて、他のシステムとの離隔距離を短くできるという結論は得ております。

主な技術基準ですが、SISOの技術基準とほとんど変更ありませんが、MIMOの導入によって最大空中線電力がSISOの最大空中線電力を上限とし、アンテナ2本に供給される電力の合計値で考えるというものでございます。本システムの導入効果によりまして、移動中継でも高画質のものが送れるようになるということで、1.2GHz帯、2.3GHz帯FPUの使い勝手を良くなるため、700MHz帯のFPUの周波数移行が加速するものと考えております。

120GHz帯FPUの導入及び1.2GHz帯及び2.3GHz帯FPUの高度化の制度整備にあたり、パブコメをいたしまして、4件のご意見いただきました。1つは、NHKのエンジニアリングシステム様から、2020年の東京オリンピックに向けて、8Kの高画質素材伝送に非常に有効であり、早期の制度整備の実現をお願いしたいというものでした。

2番目は、日本テレビ様から、MIMOは周波数の有効利用につながり通信状態の改善効果が期待できる観点から、改正案に賛同との意見でした。

3番目は、個人のご意見ですけれども、世界的にもこういう高い周波数帯を有効活用するのは非常に有意義な取り組みなので賛同しますというものでした。

4番目は、2.3GHz帯について、通信利用についても用途追加すべきとのご意見です。この度の無線設備規則に係る制度整備とは直接は関係ないですが、ヨーロッパの動向等をご紹介いただいておりますので、今後の参考とさせていただきます。

だきます。

説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

○竹内電波政策課長 続きまして、諮問38号を続けてご説明させていただきたいと思っております。お手元の諮問第38号説明資料をご覧いただきたいと思っております。本件は、周波数割当計画の一部の変更をお諮りするものでございます。

内容は、資料1ページ目の2のところでございますように、3点の変更点をお諮りしたいと考えております。1点目は、先ほどご説明のありました120GHz帯の8KのFPUを導入するための割当計画の変更。2点目がサッカーなどのスポーツ競技で必要となる連絡用無線導入のための変更でございます。3番目は、その他規定の整備ということで、具体的には、1枚おめくりいただきまして、2ページ目の参考資料をご覧いただきながら、説明を申し上げたいと思っております。

変更概要と四角で囲った部分でございます。まず1点目は、116GHzから134GHzまでの割当計画の変更でございます。スーパーハイビジョン、8Kの放送の実現に向けましては、大容量24Gbps程度の映像素材を伝送することが求められます。しかし、現在のFPUではこれに対応できませんので、十分な伝送容量の確保が可能な120GHz帯の周波数帯を使用したFPUを導入できるようにするために、当該周波数帯の割当計画の変更を行うものでございます。

具体的な変更内容につきましては、鍵括弧内に数字を書いておりますけれども、116から134GHzまでの18GHzの幅に、放送事業用の移動業務を新たに分配するものでございます。このうち、この数字の横に星印が付されていない一部の周波数帯、すなわち122.25から123GHz帯及び130から134GHz帯におきましては既に移動業務に分配されておりますので、

無線局の目的として放送事業用を追加するというものでございます。

他方、現在、移動業務に分配されておられません帯域でございます116から122.25及び123から130GHz帯につきましては、二次業務として新たに移動業務の放送事業用に分配をさせていただきたいと考えております。この際、他の無線局または受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならないという条件を付すことといたします。

これは当該周波数帯におきましては、国際分配上、移動業務の分配がされておられませんので、原則的には各主管庁がこの帯域を移動業務に分配しないということになるわけでございますが、国際電気通信条約の附属無線規則におきましては、他の無線局より劣位であることを明示すれば主管各国内におきまして独自に必要な業務に分配することができるかと規定されておりますので、先ほどご説明申し上げましたような規定を国内脚注J84という形で条件として付すとしたものでございます。これが1点目でございます。

次に、2点目は、915から930MHz帯までの割当計画の変更でございます。これは近年、下の絵にもございますように、スポーツ競技を円滑に進行するために、審判同士が試合中にまさにジャッジを確認するという目的のために無線を利用して連絡を取り合うという機会が増えてございます。これまでは400MHz帯や2.4GHz帯などの無線局の免許が不要な、パワーの小さい小電力無線システムがテニスなどの競技で使用されてきておりました。他方で、サッカーなど大きなフィールドで行われるスポーツにおきましては、この小電力無線システムでは電波が届かない。スタジアム、フィールドの端から端まで電波が届かそうとしたときに、その到達距離が不足するという、あるいは音質が劣化をしてしまう、あるいは通話が遮断してしまうということで、実運用には適さないというような課題がございました。

そこで、欧州のサッカーリーグで使用されております920MHz帯の連絡用無線システムを日本にも導入したいという要望が近年高まってきたところがございます。このため920MHz帯で既に導入されております電子タグなどの移動体識別システムと周波数を共用して使用できるかどうか総務省において検討してまいりました結果、共用が可能であるということが明らかになりましたので、今般この共用を前提として周波数割当計画を変更するものでございます。具体的には、915から930MHz帯の帯域は、先ほど申しましたように電子タグなどの移動体識別システムのみが導入されておりましたので、使用条件として一般業務用の移動体識別用ということに用途限定をかけておりました。この帯域を新たにスポーツ競技連絡用無線システムにも使えるようにするというので、この限定を今回、解除させていただきたいという変更をするものでございます。

3点目の規定整備でございます。帯域としては710MHzから770MHzまででございますけれども、これは既に運用が終了いたしましたアナログテレビジョン放送に係る分配の規定を削除するというものでございます。

これらの3点に関するパブコメの結果についてご説明申し上げます。まず120GHz帯のFPUにつきましては、先ほど説明がございましたとおり、意見募集を行いました結果、この割当計画に該当する部分につきましては、先ほどの2番でございますけれども、賛成する旨の意見が1件あったのみでございます。

また、2点目のスポーツ競技連絡用無線につきましては、10月19日から1カ月間、意見募集を行いましたところ、3件の意見提出がございました。1件目は、制度改正に賛成というご意見でございます。2件目は、割当計画の記述に関する内容で、参考とさせていただくことといたしました。3件目は、今回の意見募集には直接関係のないご意見でございます。いずれも今回の改正

全般について反対という意見はなかったところでございます。

本件に係る施行期日でございますけれども、ご答申をいただければ速やかに割当計画の変更を行いまして、公示の日をもって速やかに施行することを予定しております。どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの諮問第37号と第38号につきまして、何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。

○原島代理 少し細かいことになってしまうかもしれませんが、数字的なことで確認させていただきたいんですが、今回、FPUで120GHz帯と1.2GHz帯、2.3GHz帯が同時に出てきています。双方、ちょっと比較しながら眺めているんですが、1.2GHz帯及び2.3GHz帯は、基本的には2Kの映像でそれなりの品質を伝送するのに、フルモード、17.5MHz幅ということですね。一方、120GHzの方は、4K、8K、要するに8Kですが、8Kを伝送するのに17.5GHz幅としている。一般的に言うと伝送容量は2Kの4掛ける4で、16倍という計算になり、そうすると、1.2GHzの場合の帯域幅の16倍を割り当ててるのかと思ったら、そうではなくて、1,000倍割り当てていますね、メガに対してギガですから。この理由は、1つには、1.2GHz帯、2.3GHz帯は何らか圧縮はかけていますね。圧縮をかけて、映像伝送が可能になった。120GHzのような高い周波数のときは、圧縮はかけないですね。そのために、送らなければいけない情報量が非常に大きい。それから、高い周波数なので、あまり変調方式も多値化できない。そういうことでかなり余裕を持った帯域を、割り当てているという理解でよろしいでしょうか。

○野崎放送技術課長 8Kの映像情報が大容量ですので圧縮すると遅延が生じます。スタジアム内等の短距離となりますが、120GHzという周波数帯を使うことで8Kを非圧縮で伝送し、リアルタイム性の高いスポーツ中継等の番

組中継に活用しようとするものです。委員ご指摘のとおり 1.2 GHz、2.3 GHz の F P U は、映像情報を非常に圧縮しています。したがって、1.2 GHz 帯、2.3 GHz 帯 F P U と 120 GHz 帯 F P U の占有周波数帯幅の倍率が合っていません。

なお、120 GHz 帯 F P U では移動中継ができませんので、1.2 GHz 帯、2.3 GHz 帯で 4 K、8 K で移動中継をやりたいとか、そういう要望とかもありますので、圧縮技術等を駆使して 1.2 GHz 帯、2.3 GHz 帯で 8 K を伝送可能とするような研究開発を来年度から行うことを計画しているところです。

○原島代理 それから、もう 1 点。パブコメの中にもあったんですが、こういう 120 GHz という周波数帯、昔では考えられないような周波数帯ですが、これをこういう形で実際に通信用、特に民生用の通信用というのは世界で初めてという、パブコメにあるように、そう考えてもよろしいでしょうか。何か記録をつくったということなんでしょうか。それなりの記録をつくったなら、それだけでニュース性があるような気がしますけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○野崎放送技術課長 世界初かどうかはわかりませんが、電波利用料による研究開発の成果を活用して実現したものです。8 K は、いわゆる先端技術ですし、この周波数帯も多分あまり使った例はないでしょうから、8 K をこういう無線で送るというのも、世界初のケースではないかと思われまます。

○原島代理 はい。そういう意味では、技術という意味でも世界をリードしていると考えていいということですね。

○野崎放送技術課長 はい。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

○松崎委員 よろしいでしょうか。

○前田会長 どうぞお願いします。

○松崎委員 3ページの周波数共用の方法のところ、アマチュア無線の離隔距離といいますか、干渉を与える距離が20メートルとなっていますが、FPUが導入された後になってから、アマチュア無線の方たちの連盟から意見が出てきそうな予感がしますけれど。アマチュア無線の個人の方からパブリックコメントが出ていると良いのですが…。

○野崎放送技術課長 1.2GHzとか2.3GHzと絶対的に違うのは、120GHzは非常に高い周波数なのでアンテナが点と点をつなぐようなシャープな指向性を持ったもので、少しずれたら影響が出ないということになります。アマチュア無線局の免許付与数も150局程度なので、共用が容易です。

○松崎委員 なるほど、安心しました。

○原島代理 光ではないですけど、光みたいな感じで通信をするという。

○松崎委員 混信が生じるおそれがあるだとか、120GHzの免許を持った人たちが名前を連ねて来るかとちょっと不安になったものですから。

○原島代理 周波数も微妙に隣接なんですね。重なってはいないと。

○前田会長 アマチュア無線で、そんな高い周波数帯では、遠くへ届かないと思うんですけど、何に使っているんでしょうか。

○説明補助者 室内とかでの研究用途が主です。

○前田会長 そういうことですか。

○竹内電波政策課長 資料にある150局で、どういう使い方ができるかを研究しながら使っておられます。

○前田会長 そういうことですか。

ほかにはございませんか。ほかに特にならなければ、それでは、諮問第37号及び諮問第38号につきましては、諮問のとおり改正及び変更することは適当である旨の答申を行うことにしてはいかかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。
答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

(3) 放送法施行規則の一部を改正する省令案について (諮問第39号)

○前田会長 それでは、次に参ります。諮問第39号、「放送法施行規則の一部を改正する省令案について」につきまして、野崎放送技術課長から説明をお願いいたします。

○野崎放送技術課長 39号の説明資料に基づいてご説明させていただきます。
これは先月、ご審議いただきましたV-Lowマルチメディア放送の導入に向けた制度整備のうち、放送設備の安全・信頼性基準に関するものですが、これにつきましては情報通信審議会で審議をしていた関係上、1カ月遅れの諮問となっております。

改正の背景でございますが、地上デジタル放送のデジタル化の跡地ということで、VHF帯のうち99から108MHz以下の周波数を使用して行うV-Lowマルチメディア放送につきましては、各地方の都道府県からなる地方ブロックを対象として地域密着の生活情報、安心・安全情報等を提供するものでございます。

V-Lowマルチメディア放送の放送方式の技術基準に関する関係省令につきましては、先月、電監審から答申をいただいたところでございます。

最後の放送設備の安全・信頼性に関する技術的条件につきましては、本年10月29日に情報通信審議会から答申をいただいたことから、今回、その答申を踏まえて規定の整備を行うものでございます。

2 ページ目をご覧ください。パワーポイントの資料でございますが、ネットワークのイメージとしまして、親局と書かれている箇所がありますが、例えばブロックごとに、関東甲信越であれば東京タワーのような場所に親局を置きまして、その下に中継局でネットワークを構成していきます。最後に、特徴的なものとして、V-Lowマルチメディア放送はブロックごとの放送ですので、ドライバー向けのブロックごとの交通情報の提供等が期待されております。このため、高速道路等の路側に出力3ワット以下の小規模な中継局を一定間隔ごとに設置し、ドライバー向けに文字情報や、高音質の音声情報等を提供するといったイメージでございます。

3 ページ目でございますが、これも1つのイメージでございますが、①として、地方ブロックごとの放送というメリットを生かしたきめ細やかな地域情報、②として、自動車に対する安全・安心情報、交通情報、ドライバー向けのデータ放送等を組み合わせた情報提供、③として、タブレットやパーソナル端末に向けた放送といったものが期待されているところでございます。

4 ページ目でございますが、安全・信頼性基準を考える上で、これはほかのテレビ、ラジオ、V-Highマルチメディア放送、全て同じ考え方でございますが、放送が停止した場合の影響の程度に応じて必要となる措置項目を検討していくということでございます。統一的な方向性として、広範囲に影響を及ぼすような設備については、放送の停止等を未然に防ぐ、または、停止したときに即座に復旧させるための瞬時の検出機能等を措置することが必要となります。また、影響を及ぼす範囲が限定的なもの、例えば先ほどの3ワット以下の中継局等、そういうものにつきましては、主に事故の長時間化を防ぐための措置が必要という方向性で、これまで検討してきております。

このV-Lowマルチメディア放送のネットワークの構成でございますが、下に表がございます。マルチメディア放送の放送設備については、既存のFM

ラジオの鉄塔と共用することで、効率的にネットワークを構築していこうというような構想も出ております。

大規模な放送局は、先ほどのブロックごとに設置するようなものですが、これについては500ワット超、中規模な放送局につきましては3ワット超から500ワット以下、路側等に一定間隔で設置するような小規模な放送局につきましては3ワット以下、として分類しております。

影響範囲ですが、ブロックをカバーするような大規模な放送局の影響範囲は最も広く、中規模なものは中程度、3ワット以下の小規模なものは限定的ということになっております。

5ページ目でございますが、6ページ目に全体像を示しております。簡単にご説明しますと、5ページ目の下に表になっておりますが、まず、故障検出につきましては、これは次の6ページの故障検出(2)に①と②がございまして、①が瞬時に検出・通知する機能、②がエアモニタリング、実聴等も含めた速やかに検出する機能ということでございますが、大規模な放送局につきましては、①を必須としております。中規模及び小規模の放送局については①と②、両方可能にしてありますが、これはテレビやラジオにも共通した考え方でございます。

(4)耐震対策でございますが、①②が通常の地震対策、これは震度5弱を想定しております。③が大規模地震対策ということで、これは震度7のいわゆる東日本大震災クラスの地震を想定しております。これについてもテレビ、ラジオと同じ考え方でございまして、中規模及び小規模な局については、③についてまでは適用しないというような考え方をとっております。

5ページ目の下の青い枠で囲っております予備機器、機能確認、防火対策、屋外設備、これらにつきましては、先ほどの3ワット以下のような小規模な局については適用しないということでございます。これらについても、テレビ、

ラジオと同じ考え方でございます。

5 ページ目の上に、既にサービスが開始されている V-H i g h マルチメディア放送の基準と違うところを 2 点、記載しております。1 つ目は、V-H i g h マルチメディア放送は中規模局が 5 0 ワット以下で区分されておりますが、V-L o w マルチメディア放送は中規模局が 5 0 0 ワット以下で区分されております。V-L o w マルチメディア放送の方が出力が大きいため、それを踏まえまして、V-L o w マルチメディア放送では電源供給状況の確認や、公衆による接触防止について措置することとなっております。

2 つ目のポツですが、V-L o w マルチメディア放送は、路側に小規模な局を設置するというサービスイメージがありますが、この路側に設置する場合に限り防火対策を求めないということでございます。V-H i g h マルチメディア放送は全国放送という点もありますが、サービスのイメージからこういう差異が生じているということでございます。

以上 2 点が、V-H i g h マルチメディア放送と異なるところでございます。

ご参考まで、6 ページ目、7 ページ目が V-L o w と V-H i g h マルチメディア放送の安全・信頼性基準の一覧表となっております。

重大な事故の基準に関しましては、大規模な放送局のうち、親局は 1 5 分以上、中継局は 2 時間以上の放送停止を対象とするということにつきましては、V-H i g h のマルチメディア放送と同じ基準でございます。

本件につきましてパブコメをいたしました結果、1 件、ご意見をいただいております。エフエム東京様から、今回の安全・信頼性の技術的条件については、情報通信審議会の答申に則ったものであり、今後の V-L o w マルチメディア放送の円滑な導入と、安全・信頼性の確保の双方を実現する制度整備案として、賛成のご意見をいただいております。

今後の方針ですが、これで制度整備が一通り整いますので、ハード事業者の

募集、審査、認定を来年の2月から3月頃を目標としまして、また、ソフト事業者については同じく募集、審査、認定を4月から5月頃を目標として作業を進めていくというような予定になっております。

ご説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの件についてご質問、ご意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

前回の審議会で放送方式の技術基準についてはもう既にやっているの、それへのある種追加ということだと思いますので、特にご質問、ご意見は無いのかもしれませんが…。

それでは、この諮問第39号につきましては、諮問のとおり改正することは適当である旨の答申を行うことにしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

報告事項（情報流通行政局関係）

よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立ての付議の取下げについて

○前田会長 次に、報告事項といたしまして、「よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立ての付議の取下げについて」につきまして、鈴木衛星・地域放送

課長から説明をお願いいたします。

○鈴木衛星・地域放送課長 衛星・地域放送課長でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の報告資料に基づきましてご説明させていただきます。「よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立ての付議の取下げについて」でございますが、資料の1と2のところでございますけれども、本件につきましては、平成23年9月14日開催の第970回電波監理審議会におきまして、付議第2号として付議したものでございます。この付議につきましては、本年11月22日付けで異議申立人であります、よさこいケーブルネット株式会社から異議申立ての取下げの通知があったため、付議を取り下げることとし、その旨、通知させていただいたというのが概要でございます。

よさこいケーブルネットから提出のあった取下げ書については、この1枚おめくりいただきまして、別添のとおりでございます。

次に、3の異議申立ての概要のところでございますが、この異議申立ては、よさこいケーブルネット株式会社から平成23年7月21日に行われたものであり、平成23年6月21日に総務大臣が行ったテレビせとうち株式会社がよさこいケーブルネット株式会社に区域外再送信の同意をしなければならないとは認められない旨の裁定処分を対象としていたものでございます。この裁定処分に対する異議申立てが本年11月22日付けで取り下げられたことを受けまして、同日付けで総務大臣より電波監理審議会に対し付議を取り下げる旨、通知させていただいたところでございます。

以上をご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。本件について、ご質問、ご意見ございませんか。

本件につきましては、ご存じのとおり、既に何回か審議、議論を重ねてまいりまして、決定案についてもそれなりに文章化されつつあったという状況にあります。議論の過程で現行の制度について、幾つかの問題点があるのではないかとということが意見として出てまいりまして、その意見については、本来であれば決定案の中に文章として何らかの形で反映されるということはこの審議会としては予定をしておりました。ただし、今回の取下げに伴って付議が取下げになり、したがって、もちろんその決定案は日の目を見ないということになります。日の目を見ないのは別に問題があるわけではありませんが、いろいろ本件にかかわる問題点等について、審議会としては何らかの意見、あるいは要望を総務大臣宛てに申し上げたいと。それをその中に一緒に入れる形で準備をしている最中でした。今回の取下げによって、それがなくなるということですので、何らかの形で少し審議をした過程を、あるいは本来問題点だと思ふようなところをご意見として申し上げさせていただくような機会がないかなと思っているところであります。

本件についてよろしゅうございますか。何かご意見ありますか。

(「異議なし」の声あり)

特にご異議がないようですので、本件の報告については終了とさせていただきますが、今後何らかの形でまた議論をさせていただきたいと思っているところであります。

ほかに何かプラスアルファで議論ございますか。特になければ、以上で審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○前田会長 それでは、審議は以上で終了いたします。本日はこれにて終了とさせていただきます。次回の開催につきましては、平成26年1月15日、水曜日、15時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。